

森林整備法人の抜本的改革のための経営支援策の強化

政策提言先 総務省、林野庁

政策提言の要旨

森林整備法人は分収林特別措置法に基づき、国の拡大造林政策の担い手として、分収林事業を推進し、森林の公益的機能の維持・増進に貢献してきました。しかしながら、分収林事業は、国等の補助金や日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）による事業資金を賄うというビジネスモデルであり、伐採による本格的な収益時期と償還時期に大きなズレがあります。このため、県が分収林事業で賄えない償還金を貸付金等で支援せざるを得ない事態に陥っており、この厳しい経営状況を打破するには、国の支援が必要不可欠です。

また、既往債務問題と同様に、国の森林の公益的機能に配慮した長伐期施業等の新たな施策を推進するためには、「分収林特別措置法」の改正等制度の見直しが不可欠です。

【政策提言の具体的内容】

森林整備法人の経営改善に対する抜本的対策として、下記の支援措置を提言いたします。

1 抜本的な既往債務対策

森林整備法人が担っている役割を果たすため、その必要資金を国の制度融資により調達してきた結果、多額の債務を抱えてしまった状況を打破する必要があり、制度融資である日本政策金融公庫資金について、「改革プラン」等を作成し、経営改善の自助努力を怠らない公社に対しては、契約解除を伴わない繰上償還の実施等、義務繰上償還の拡大解釈による償還を可能とするなど、既往有利子を軽減する抜本的な支援が必要であると考えます。

2 「分収林特別措置法」の改正等制度の見直し

国が目指している公益的機能に配慮した長伐期施業や非皆伐施業等への転換や、「森林・林業再生プラン」で示されている森林資源の持続的かつ循環的な利用を確保するための大規模な皆伐の抑止を行うためには、分収林契約の期間延長が必要となりますが、契約締結から長期間を経過したことによる土地所有者の相続がネックとなり、地上権の期間延長が円滑に行えない状況にあります。

また、今回の森林法改正では、間伐木の所有権及び土地の使用権の設定により土地所有者の私権制限が強化されることとなりましたが、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林の公益的機能を継続して発揮させるためには、分収造林地においても、契約者に対して一定の私権制限が必要であると考えます。

契約者に対する私権制限としては、例えば、「農業経営基盤強化促進法」における農用地利用集積計画の利用権設定と同様に、分収林契約者（相続人を含む）の2分の1の同意により、地上権の期間延長が円滑に延長できるよう、「分収林特別措置法」の改正等制度の見直しが必要であると考えます。

【政策提言の理由】

森林整備法人は、国策であった拡大造林政策に沿い、土地所有者に代わって分収林事業により森林整備に努めてきましたが、森林造成等を国の制度融資を活用した借入金等で賄ったことや、木材価格の低迷も相まって、多額の債務を抱え厳しい経営状況にあります。

このような状況を打破するために、森林整備法人は経営改善に向けた取組を積極的に行っていますが、既往債務問題の解決といった抜本的な改革を行うとともに、国の長伐期施業等の新たな施策に対応するため分収林制度を見直さなければ、経営が行き詰まるだけでなく、今後の適切な森林管理に重大な影響を及ぼすことが危惧されます。

このため、森林整備法人の抜本的な経営対策として、上記の支援策を提言いたします。

【高知県担当課室】 林業振興・環境部 森づくり推進課